

議案第 29 号

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約（平成 23 年市町村指令第 5 号）の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の一部を改正する規約

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約（平成 23 年市町村指令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業及び神立駅東口歩行者専用道路整備事業」を削る。

第 16 条の表を次のように改める。

経費の内容	負担割合
神立駅西口地区土地区画整理事業に関する土地造成工事費、調査費、測量費及びこれらに附帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合

神立駅西口地区土地区画整理事業に関する補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額
関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額
前記以外の経費	土浦市 100分の50 かすみがうら市 100分の50

附 則

この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合格約 新旧対照表

変更前		変更後	
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項の規定により施行する神立駅西口地区土地区画整理事業、 神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業及び神立駅東口歩行者専用道路整備事業 に関する事務を共同処理する。		(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項の規定により施行する神立駅西口地区土地区画整理事業に関する事務を共同処理する。	
(負担金) 第16条 前条の負担金は、次表に定めるところによる。ただし、特別な理由があるときは、関係市の長の協議により別に定めることができるものとする。		(負担金) 第16条 前条の負担金は、次表に定めるところによる。ただし、特別な理由があるときは、関係市の長の協議により別に定めることができるものとする。	
経費の内容	負担割合	経費の内容	負担割合
神立駅西口地区土地区画整理事業に関する土地造成工事費、調査費、測量費及びこれらに附帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合	神立駅西口地区土地区画整理事業に関する土地造成工事費、調査費、測量費及びこれらに附帯する経費	関係市のそれぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合

神立駅西口地区土地 区画整理事業に関する 補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額	神立駅西口地区土地 区画整理事業に関する 補償費及び減価補償金	関係市のそれぞれの市域に属する事業地内の物件に係る補償物件相当額及び減価補償金相当額
神立駅自由通路整備事業に関する整備費及びこれらに附帯する経費	土浦市 100分の70 かすみがうら市 100分の30	関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額
神立駅舎橋上化整備事業に関する整備費及びこれらに附帯する経費	土浦市 100分の70 かすみがうら市 100分の30	前記以外の経費	土浦 100分の50 かすみがうら市 100分の50
神立駅東口歩行者専用道路整備事業に関する整備費及びこれらに附帯する経費	土浦市 100分の85 かすみがうら市 100分の15		
関係市から派遣された職員の人件費	関係市がそれぞれ派遣した職員の人件費相当額		
前記以外の経費	土浦市 100分の50 かすみがうら市 100分の50		
		附 則 <u>この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。</u>	